#### 議第149号

漁港事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する漁港事業に要する費用の一部を、地方財政法(昭和23年法律第 109号)第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

漁 港 名	所在地工 種		負	担	額	負担 2	¥		
(点) (仓) (石)	郡市	町村		7里	Ą	1世	<b>(</b> 快	人 记 /	1 13
由良漁港	鶴岡		漁港施設	受整 備	工事費の0	. 7/10に相	当する額	鶴岡i	市
米子漁港	11		"			IJ		))	
吹浦漁港	飽 海	遊佐	11			IJ		遊佐	IT.

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行 わないものとする。

#### 提案理由

漁港事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

### 議第150号

### かんがい排水事業等に要する費用の一部負担について

・ 県は、令和元年度において実施するかんがい排水事業等に要する費用の一部を、土地改良法(昭和 24年法律第195号)第91条第6項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地	区	名	所 在 地	事 業 名	工種	負 担 額	負担者
西		部	山形市	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	山形市
最中	上	川流	Ŋ	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	11	n	11
最	上	堰	IJ	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の8/100に相当する 額	. "
蔵	王上	二野	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	II	II.	工事費の1/10に相当する額	"
南	Ш	形	1)	II	IJ	工事費の14/100に相当する 額	"
	上流	川 1	,,,	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	11
	上流		,,,	11	11	n	11
米	沢	1	米沢市	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	11	11	米 沢 市
塩		井	,,,	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	11	n	11
間		坂	11	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の11/100に相当する 額	"
米平	野	沢 1	,,,	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	11
米平	野	沢 2	11	n .	II	11	11
米平	野	沢 3	11	IJ	11	11	11

地区	区 名	所 在 地	事 業 名	工種	負 担 額	負 担 者
上 堰八ヵ:		鶴岡市	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	鶴岡市
十一 堰	力村	,,,	JJ	IJ	IJ	<i>II</i>
長沼	3堰	n	ı,	IJ	IJ.	n l
大	泉	11	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	IJ	<i>II</i> .	))
田	沢	"	n	JJ	II.	IJ
上堰	下流	11	水利区域内農地集 積促進整備事業	JJ	n .	"
鎌	田	11	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備	п	"	11
たらいだ	のきい	11	JJ 3	"	<i>n</i>	))
金 森 1	月期	IJ	IJ		n	11
金 森 2	期	11	· n	11	n	))
京 田	]	IJ	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の11/100に相当する 額	jj.
沖	堰	IJ	n	11	工事費の14/100に相当する 額	"
庄内硕	沙丘	11	11	II	n	IJ
五斗	· 畑	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	. II	II .	IJ	11
黒岩	堰	11	IJ	II	n	11
赤	ЛП	IJ	国営造成施設維持 管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	II .

地区名	所在地	事業名	工 種	負 担 額	負担者
赤 川 2	鶴岡市	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	鶴岡市
最上川下 流	n	II	11	ıı	11
吉田新堀 西 野	酒田市	かんがい排水事業	11	II	酒田市
田沢川	IJ	IJ	11	II .	11
町堰	IJ	IJ	))	II	n
南幹線	"	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	11	11	11
広 野	11	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	11	n	11
坂 野 辺	JJ	IJ	n	n	11
備畑	11	IJ	11	n	11
円能寺・ 沖	n n	IJ	J)	n	11
庄内砂丘	IJ	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	11
柳 沢	11	11	11	. "	11
本  溝	11	11	11	n	11
金谷	JJ	11	11	n	11
赤 川	11	国営造成施設維持 管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	11
赤 川 2	11	基幹水利施設管理 事業	IJ	. 11	11

地区名	所 在 地	事業名	工種	負 担 額	負 担 者
最 上 川 下流右岸	酒田市	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	酒 田 市
最上川下流右岸2	J)	11	11	II	11
最上川下 流	n	11	11	· II	11
塩野	新庄市	水利区域内農地集 積促進整備事業	IJ	IJ	新庄市
高 壇	11	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	n	II	11
鶴の子	IJ	n	111	IJ	11
最上堰	寒河江市	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の8/100に相当する 額	寒河江市
寒河江南部	. 11	IJ	"	工事費の14/100に相当する 額	11
幸生大堰	11	n	IJ	n	<i>y</i> .
寒河江川 下 流	11	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	j)
上 山	上山市	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	IJ	IJ	上山市
最上川中 流	11	JJ	"	IJ	IJ
松沢	<i>)</i> /	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	n	II	11
権現堂	<i>))</i>	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	11
最 上 川 中 流 2	11	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	"
西郷名取	村山市	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	IJ	JJ	村山市

地区名	所在地	事業名	工種	負 担 額	負担者
新 西	村山市	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	村山市
北谷地	]]	11	#	n	,,
中 田	n	n	11	11	11
袖崎	11	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	,,
北村	11	n,	IJ	工事費の1/10に相当する額	11
長瀞河島	,,,	11	11	工事費の11/100に相当する 額	,,
清水	11	JJ	11	工事費の14/100に相当する 額	11
幕 井	JJ	n	11	IJ	11
寒河江川 下 流	]]	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	11
野 川	長井市	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	n	IJ	長井市
諏 訪 堰	n	n	IJ	n	JI .
成田1期	,,,	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	n	11	11
草岡1期	,,,	IJ	IJ	n.	11
成田2期	11	II	n	IJ	11
草岡2期	,,,	II	"	))	11
諏 訪 堰 2 期	<i>)</i> /	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の8/100に相当する 額	11

طابل	157	 .57	is to the	事業名	工 種		負担者
地	区	40	所 在 地	事業名	上 作	<b>人</b>	貝 担 有
白	<i>)</i>	1	長井市	基幹水利施設管理 事業	生產基盤	工事費の1/10に相当する額	長井市
自	Ш	2	))	11	II.	II .	n
自	)	3	IJ	ı,	n	n	n
最中	上	川流	天童市	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	,,	IJ	天童市
天		童	JJ	II	n	JI .	IJ
最	上	堰	JJ .	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の8/100に相当する 額	"
	上流		11	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	,,
1	上流	ЛП 2	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	11	JI .	11	11
小	田	島	東根市	防災減災事業	農地保全・防 災	II.	東根市
北		村	<i>II</i>	v	"	II	II
東大	木	根沢	11	"	11	工事費の11/100に相当する 額	11
東一	の	根沢	11	II	11	11	11
東		根		n	n	工事費の14/100に相当する 額	"
長剂	靜河	島	. 11	11	n	工事費の11/100に相当する 額	11
峯		岸	尾花沢市	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の15/100に相当する 額	尾花沢市
村口	北北	部	11	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	n	工事費の1/10に相当する額	11

ſ	T		T		P-11
地区名	所在地	事 業 名	工種	負 担 額	負担者
村 山北部2	尾花沢市	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	尾花沢市
鶴沢	n	防災減災事業	農地保全·防 災	工事費の11/100に相当する 額	11
村 山北部1	IJ	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	J)
村 山北部2	II .	11	"	11	IJ
村 山北部3	,,,	II.	II	n .	IJ
黒井堰	南陽市	かんがい排水事業	"	11	南陽市
屋代郷・ 凇郷堰1	"	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	. 11	11	II
蛭 沢	11	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の11/100に相当する 額	11
大 谷 地		; <b>"</b>	11	n .	IJ
米 平野 1	11	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	11
米 平野 2	JI.	11	II	11	II
米 平野3	J)	11	n	11	IJ
西 部	東村山郡 山 辺 町	かんがい排水事業	11	11	山辺町
最上川中 流	11	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	11	11	IJ
最上堰	IJ.	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の8/100に相当する 額	11
最上川中流2	11	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	IJ

		T		T	<sub>[</sub>
地区。	图 所 在 地	事 業 名	工種	負 担 額	負 担 者
最上均	東村山郡 中 山 町	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の8/100に相当する 額	中山町
天直	西村山郡河 北 町	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	河北町
谷地均	夏 川	n.	IJ	n.	IJ
北谷士	也川	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	11	11	11
   弓        音	<b>适</b> 川	n	11	n .	IJ
平月	E- "	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の11/100に相当する 額	11
寒河江川下		基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	11
吉 丿	西村山郡西川町	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	西川町
元能「	西村山郡 朝 日 町	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	朝日町
中第	ß <i>"</i>	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の11/100に相当する 額	11
最上均	西村山郡 大 江 町	IJ	ij	工事費の8/100に相当する 額	大江町
大江中音	В	II	; <b>!</b> !	防災ため池工事については 工事費の14/100、地震対策 ため池防災工事については 工事費の11/100、用排水施 設整備事業については工事 費の11/100に相当する額	. <i>I</i> I
大江三組	ß "	"	n	工事費の11/100に相当する 額	11
寒河江川下	1 11	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	11

地区名	所在地	事 業 名	工種	負 担 額	負担者
村山北部	北村山郡大石田町	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	大石田町
村 山北部 2	11	IJ	n	n	n
横山第一	IJ	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	II	IJ	11
大 浦	11	, H	. #	n.	IJ
村 山北部1	11	基幹水利施設管理 事業	II	11	11
村 山北部2	H	n.	IJ	II	IJ
村 山北部3	11	11	11	n	n
泉田川	最上郡金山町	11	n	II	金山町
泉田川2	11	n	n	IJ	"
小松原田	最上郡舟形町	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	II	IJ	舟形町
三 光 堰 西 1 期	IJ	II	<b>H</b>	II	11
富 田	11	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	"
平岡1期	最上郡 真室川町	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	真室川町
春木	IJ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	n	II .	11
平岡2期	11	n	II	n	11
真 室 川 北部1期	11	IJ	n	· n	11

		T		T	T	T
地「	区名	所在地	事 業 名	工種	負 担 額	負担者
釜	淵	最上郡 真室川町	防災減災事業	農地保全·防 災	工事費の14/100に相当する 額	真室川町
泉	田川	n	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	11
泉田	川2	11	ı, II	JJ	JI .	n
赤松	:通り	最上郡大蔵村	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	,,	n .	大蔵村
烏川	赤松	l y	n	11	H .	11
熊	高	))	IJ	))	n	"
三)西	光 堰 1 期	"	11	11	n	11
赤松	3期	11	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の9/100に相当する 額	11
鮭	JII	最上郡鮭川村	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の14/100に相当する 額	鮭 川 村
宇海	車 森	11	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	))	工事費の1/10に相当する額	IJ
鶴日	日 野	11	防災減災事業	農地保全・防 災	II	IJ
泉日	日川	"	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	IJ	IJ
泉田	JII 2	,,,		. 11	II	))
戸	沢	最上郡戸沢村	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	JJ	))	戸沢村
蔵	岡	11	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の12/100に相当する 額	11
黒 チ	丰堰	東置賜郡 高 畠 町	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	高畠町

地	区	名	所 在 地	事 業 名	工種	負 担 額	負担者
屋	代组	ß 1	東置賜郡高島町	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	高畠町
米	沢	1	11	J)	11	II	II
蛭		沢	11	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の11/100に相当する 額	11
大	谷	地	"	IJ	JJ	n	11
大		畑	11	11	11	工事費の3/100に相当する 額	n.
米 平	野	沢 1	,,,	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	11
米平	野	沢 2	J)	IJ	11	n ~	1)
米平	野	沢 3	1)	n	. 11	II	11
両		堰	東置賜郡	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	11	11	川西町
高		Ш	. 11	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	11	I)	))
宫		地	11	II	,,,	n	11
谷		地	11	IJ	11	n	n
大! 1	家西	i部 期	11	11	11	n	IJ
飯		坂	11	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	. 11
四	ツ	釜	II	11	IJ	n	11
間		坂	II	11	."	工事費の11/100に相当する 額	ĮĮ.

地	区	名	所在地	事 業 名	工種	負 担 額	負担者
米平	野	· 沢	東置賜郡 川 西 町	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	川西町
米平	野	沢 2	11	11	IJ	IJ	"
米 平	野	沢 3	11	IJ	IJ	п	"
白	)	1	11	11	11	л .	11
自	Ш	2	n	11	11	II	n .
自	Щ	3	11	"	11	1)	n
諏	訪	堰	西置賜郡 白鷹町	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	11	11	白鷹町
川金	F	•	))	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	IJ
諏 2	訪	堰期	IJ	. 11	IJ	工事費の8/100に相当する 額	ıı
御		影	II	IJ	11	工事費の14/100に相当する 額	n
Ш	王	原	西置賜郡飯 豊 町	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	飯豊町
手	1	子	IJ	n	II	11	n
上		郷	IJ	IJ	IJ	JI .	IJ
飯		豊	11	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	JJ
白	JII	1	IJ	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	IJ
白	)II	2	IJ	IJ	ij	IJ	n

地区名	所在地	事業名	工種	負 担 額	負担者
自川 3	西置賜郡 飯 豊 町	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	飯豊町
沖 堰	東田川郡三川町	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	三川町
赤 川	11	国営造成施設維持 管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	
赤 川 2	,,,	基幹水利施設管理 事業	11	n	IJ
上 堰 ・	東田川郡 庄 内 町	かんがい排水事業	II	n .	庄 内 町
吉田新堀西野	11	n	IJ	"	11
十一ヵ村堰	,,,	j)	IJ	n	11
廿六木堰	11	n	<i>II</i>	n	11
町 堰	11	n	. "	n	II.
上堰下流	11	水利区域内農地集 積促進整備事業	n	n	11
肝 煎	11	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	n	n	1)
常万1期	11	II	11	11	11
高田麦	,,,	11	11	n	))
西 興 野	//	11	IJ	n	11
最 上 川 下流右岸	11	基幹水利施設管理 事業	11	n ·	JJ.
最上川下 流右岸 2	11	JJ	n	n	11

地区名	所在地	事 業 名	工種	負 担 額	負担者
最上川下 流	東田川郡 庄 内 町	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	庄 内 町
月光川	飽海郡 遊佐町	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	11	n	遊佐町
杉沢前田	"	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	II	II	Л
当山1期	11	11	IJ	II	11

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行 わないものとする。

#### 提案理由

かんがい排水事業等に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により提案するものである。

### 議第151号

転作畑対策事業等に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する転作畑対策事業等に要する費用の一部を、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事 業 名	工種	負 担 額	負担者
鶴岡北部	鶴岡市	転作畑対策事業	用排水施設	工事費の13.5/100に相当す る額	鶴岡市
庄内赤川	11	地域用水環境整備事業	小水力発電施 設	工事費の1/10に相当する額	11
笹川	//	II	IJ	n	11
酒 田	酒 田 市	転作畑対策事業	用排水施設	一般地域については工事費 の15/100、中山間等指定地 域については工事費の 13.5/100に相当する額	酒 田 市
新 庄	新庄市	地域用水環境整備 事業	小水力発電施 設	工事費の1/10に相当する額	新庄市
新 庄 2	<i>II</i>	河川内水利施設適 正化事業	施設撤去	工事費の18/100に相当する 額	11
野川	長井市	地域用水環境整備 事業	小水力発電施 設	工事費の1/10に相当する額	長井市
更生堰	天童市	農村生活環境基盤 整備事業	農村生活環境 基盤	工事費の22.5/100に相当す る額	天童市
村山北部	尾花沢市	河川内水利施設適 正化事業	施設撤去	工事費の19/100に相当する 額	尾花沢市
,,,	北村山郡 大石田町	IJ	IJ	11	大石田町
野川	西置賜郡飯 豊 町	地域用水環境整備 事業	小水力発電施 設	工事費の1/10に相当する額	飯豊町
月光川	飽 海 郡 遊 佐 町	JJ	"	11	遊佐町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行 わないものとする。

# 提案理由

転作畑対策事業等に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

#### 議第152号

都市計画街路事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する都市計画街路事業に要する費用の一部を、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

11/2 VIII /2	所ィ	生 地	工種		# In #4
路線名	郡市	町村	<b>  上                                   </b>	自 担 額	負担者
四日町日月山線	山形		道路改良事業	工事費の0.384/10に相当する額	山形市
旅篭町八日町線	, 11		11	n	n
東原村木沢線	"		11	n	JI .
北本町飛田線	新庄		11	IJ	新庄市
赤湯停車場線	南陽		II	IJ	南陽市
粡町成田線	長井		II	II	長井市
羽黒橋加茂線	鶴岡		"	n	鶴岡市
藤島駅笹花線	11		11	II	"
道形黄金線	11		"	, n	11
豊里十里塚線	酒 田		11	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	酒田市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行 わないものとする。

#### 提案理由

都市計画街路事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

### 議第153号

### 流域下水道の建設事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する流域下水道の建設事業に要する費用の一部を、下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

古 华	t <del>z</del>	戸	沂 右	E t	也	工種	負 担 額	12.	<b>4</b> m	-tv.
事 業 /	名	郡	市	町	村	1	只 担 假	須	担	者
最上川流域下水道 (山形処理区)		Щ	形			流域下水道事業	管渠及び管理棟その他知事の別める施設については工事費の2.5/10、終末処理施設(管理校 その他知事の定める施設を別く。)については工事費の1/に相当する額	D 山 東 山 余	形	市
( ")	T P P P P P P P P P P P P P P P P P P P	上	Щ			IJ	n	上	Ш	市
( ")		天	童			11	n	天	童	市
( ")		東村	九八	川	辺	11	II .	Ш	辺	町
( ")		1)	ı	中	Ш	n		中	Щ	町
(村山処理区)		天	童			n	II	天	童	市
( " )		西村	ţЦı	河	北	11	. 11	泂	北	阳丁
( ")		村	Щ			"	n .	村	山	市
( 11 )		東	根		7	n .	IJ	東	根	市

事業名	所在	E 地	工種	負 担 額	4 10 7
尹 未 石	郡市	町村	工	負 担 額	負担者
最上川流域下水道 (村山処理区)	尾花沢		流域下水道事業	管渠及び管理棟その他知事の定める施設については工事費の2.5/10、終末処理施設(管理棟その他知事の定める施設を除く。)については工事費の1/6に相当する額	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合
( " )	北村山	大石田	n	n	11
(置賜処理区)	南陽	1	IJ.	II	南陽市
( " )	東置賜	高畠	IJ	II	高畠町
( " )	JJ	川西	IJ	II	川西町
最上川下流 流域下水道 (庄内処理区)	鶴岡		11	n	鶴 岡 市
( " )	酒 田		11	II	酒 田 市
( " )	東田川	三川	11	II	三川町
( 11 )	II	庄 内	11	11	庄内町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行 わないものとする。

### 提案理由

流域下水道の建設事業に要する費用の一部を受益市町及び組合に対し負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものである。

#### 議第154号

### 道路事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する道路事業に要する費用の一部を、道路法(昭和27年法律第180号)第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

D. グロ ・	所 在 地	工種	4z +n #5	A +n +x
路線名	郡市町村	1 上 種	自 担 額	負担者
新庄次年子村山線	村山	道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	村山市
大石田土生田線	II .	"	工事費の0.3/10に相当する額	JJ
11	JJ .	"	工事費の0.7/10に相当する額	大石田町
村山大石田線	JJ	IJ	工事費の1/10に相当する額	村山市
寒河江村山線	東根	n.	11	東根市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行 わないものとする。

## 提案理由

道路事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により 提案するものである。

#### 議第155号

港湾事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する港湾事業に要する費用の一部を、地方財政法(昭和23年法律第 109号)第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

港湾		弯 名	戸	所 在 地			- 工 種	負 担	+0	. 額	負 担		- <del> </del> -	
伦	停	往	郡	市	町	村	<u> </u>	1里	貝	担	領	74 1.	担	13
加	茂	港	鶴	岡			港湾局部改良	事業	工事費の0.	5/10に	相当する額	鶴	岡	市
酒	田	港	酒	田			港湾改修事	業	工事費のう部分について 千円を超え 部分につい 1,000,000千いては0.05/ る額の合計額	ては0.5/1,000,000 いては0. 円を超え /10にそれ	10、100,000 千円までの 25 / 10 、 る部分につ	酒	囲	त्तं
	11		L	i			港湾局部改良	事業	工事費の0.	5/10に	相当する額		11	
	11		1,	,			港湾交流拠点	整備	工事費の1	/10に札	目当する額		11	

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行 わないものとする。

#### 提案理由

港湾事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

#### 議第156号

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

<b>地学区域</b> 及	所ィ	生 地	工 種	負 担 額	負担者
指定区域名	域名		一	<b>人</b>	貝担伯
岩 波	山形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の0.5/10に相当する額	山形市
風間(2)	11		11	II	"
北目(4)	天 童		IJ	工事費の1/10に相当する額	天童市
釜 渕(2)	最 上	真室川	. И.	工事費の0.5/10に相当する額	真室川町
内田元	鶴岡		n	工事費の1/10に相当する額	鶴岡市
滝 野 本	,,,		IJ	n	"
松の木	東田川	庄 内	IJ	工事費の0.5/10に相当する額	庄 内 町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行 わないものとする。

## 提案理由

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。